

平成27年度大阪府私立学校審議会平成27年7月定例会議事録

1 と き 平成27年7月28日(火)
開会14時00分～閉会17時00分

2 ところ 大阪府咲洲庁舎45階 会議室

3 出欠状況

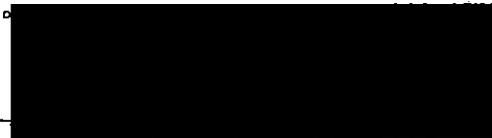
出席委員 (17人)	梶田敬一委員(会長)、坪光正躬委員(副会長)、草島葉子委員、 重山香苗委員、山北浩之委員、天野久委員 安家周一委員、石田和孝委員、水谷豊三委員、辰巳正信委員 福田益和委員、上田哲也委員、古武一成委員、善野八千子委員、 満田育子委員、辻川圭乃委員、八重樫善幸委員
欠席委員 (1人)	木原俊行委員

4 議事録署名委員 山北委員、水谷委員

5 議案 別添のとおり

6 議事概要 別添のとおり

以上の審議の結果を証するため署名押印する。



事務局

報告案件

「瑞徳の國記念小學院設置の進捗状況」について説明

ありがとうございます。お金はどうも集まっているようなのですが、着工がされていなくて校舎が最初に認可した開校時期に間に合うかどうか分からないということでこれは引き続き私学・大学課、事務局の方で見ていただいて、本当に間に合わなければまた次の措置に繋がっていくということでもあります。何かご質問、ご意見あればお願いします。

よろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

小学校の方からなんですけれども、小学校の方は今17校で大阪府の連合会を作っているんですけれども、今までは新しい学校を作られたときには中・高をお持ちの学校さんが小学校を作られましたので、連合会には普通の流れとして入っていただいたと。連合会の事務局の方にはその辺り新しく作るので連合会に入りますとか入りませんか、連合会はどのようなものですかというような問い合わせも何も無いような状況なんです。ですので事務局の方から小学校にも連合会があると、幼稚園連盟に入っておられるはずなんです。塚本学園さんへ入りませんかではないですけれども、そういうようなお声がけはしていただけないでしょうか。我々は今待っている状態なんですけれども。

事務局

昨年度学校側とお話したなかでは、幼稚園連盟と同じように小学校連合会にも加入の意思はありますかとお聞きしたところ、それはあります、というお言葉は聞いています。ただ具体的にまだされていないということですので、この先あと半年余りになりますので、早急にその意思表示、加入の手続きを取るかということをお聞き合わせいただくように、こちらから連絡することは可能です。

そうですね。大阪の連合会に入られて、次に西日本の、そして日本、ということですね。順番に移っていかねばなりませんので、そういったものがまずは大阪の連合会の方で認めさせていただくということですね。そういった手続きがございますので、総会に諮らなければなりません。

事務局

その時点からご意思が変わっていかないければいいのですが。

いや、ということでお願いしたいと思います。

ではその辺よろしくをお願いします。

はい、どうぞ。

先ほどのご説明で請負契約がまだ決まっていなかったことがあったと思いますが、実際にその入札行為であったり案内であったり、入札の前の、そういうものはどこまで確認されているのですか。

事務局

相見積もりを取るための条件と言いますか要項は学校のほうから提出されたと聞いています。

ですから具体的にいつどのように相見積もりを出すとか、という日程の方は。

事務局

7月末までに出すようにということです。

今日はもう28・・・

事務局

ですので明後日ですね。見積もりをその日までに出すようにと。

それに対して通常、入札なんかの場合は建築総合点というんですか、点数で何点ぐらいの業者をこの応募の対象とするかなどを一定決めて、公募の対象となさると思うんですけどね。そのあたりの事務的なことは。

事務局

点数は特段ここには書いてはおりません。

現実にそれは公開されて何らか公示されているんですか。

事務局

個別にいくつかの業者に投げられたのではないかと、確認はしていませんけれども、公示はしていないで、何社かの業者に投げたのだろうと思っております。

まだあやふやな感じがたくさん残っていますが、8月9日に確認してもらわなければいけませんね。8月に着工でしたっけ。

事務局

8月に着工です。

まあこれは、見ていかなければしょうがないですね。

以前うかがったときに、建築会社[]が建築をするということで補助金をつけて、かなりお安い額で見積もりを出されていたと思うのですが、その[]は手を引かれたということですね。

事務局

学校からは入札で決めるべきだということをおっしゃっていましたので、結果的に別の業者に行く可能性はあると思います。

[]にしましては、今現在、現地に看板が出ておましてそこには施行業者は[]とあるんです。実際その[]というのは今説明しましたように、[]ということで、[]にその契約は先にしているようです。そしてそれが終わってから本体の工事をするのに[]、[]を含め

て相見積もりをとったうえで決定するというようにお聞きしております。実際そこで
を出してくるかわかりませんが。

ということで今のところまだ不確定、不透明な要素がありますが、引き続き実情を見て
いただきまして、開校の時期、来年の4月に間に合うかどうかというところをみてい
かなければいけないだろうと思います。この審議会次は、12月でしたっけ。

事務局

12月です。

そうですね、そのときにははっきり、まあ間に合うかどうかは

入試日は10月の何日ともう出ていますよね。

そうですか。

出ていますよね、入試日。

事務局

はい、募集は9月から始めることになっているようでそれまでには一定の結論をこち
らももらわなければいけないと思っています。

それはそうですよね。募集して、入試があって、やっぱり4月に開校できないと大変
です。

4月に開校できないのはありえないので、それは入試自体を止めざるをえない。

事務局

最低限、校舎の建設の見通しが立って、その契約の中に3月までに引渡しができます
よという中身の契約があるという確認が、最低限それがとれなければ、28年4月開校
の認可というのはしんどいと思っています。

この辺もよく見ていただいてですね、これは本当に認可までも随分ご心配があった学
校ですけれども認可後もまだまだ心配があるようですので、事務局で

すみません、これはやっぱり入学予定者と言いますか、入学を考えておられる方に不
利益がおきたらいけないので、私たちが配慮しなければいけない、となると認可がまだ
されていない段階での募集要項とか選考試験があるんだったら、必ず保護者がまだ認可
されていないんだ、ということを知っておく必要が、それは最低限審議会としての責任
を果たすためにもいるんじゃないかと思うんですけれども。

一応認可はしたんですよ。

その後止まっているので

事務局

認可の手続きは、3月になって先生の確保が出来ている、机も入っている、図書館に
本もあるということを見てから認可がありますので、それまでは(認可申請中)という
文字を必ず入れるようにと指導しておりますので、神須学園にしる、大阪学芸中学校に
しる、必ず…

だから認可を受けるのは3月31日とかでしょ。そのことを明記しておかないと、一
旦今はそういう状況なんです、と、万が一何かがあったときに困る、そのことを含んで
入学の行為を、試験を受けるとかいうように

それはね、ルールがあってちゃんと書くようになっています。

事務局

ホームページにそれは書いておりますので、瑞穂の國記念小学院については…

それをはっきりとさせておいたほうがいいかなと思って。ふわふわとやっていると結
局困られるのは保護者と生徒の方です。

そういう意味でですね、今かなり入念に見ていただいているのが実情ですので、もち
ろんその中では事務局の方で、先ほどからもありましたように、実際の入試の
ときに見通しが立っていないということになりましたら、こちらから言わないと、まさ
に子どもたちが不利益を被ることになりますので、それを含めてこれから入念に事務局
の方で見ていただいて、もちろんその中に審議会が加わらなければいけないことがあれ
ば、これは開いていただくことになると思います。

すみません、入試日はいつですか。

事務局

認定が3つほどあるんですけども、一番早いもので言いますと、親子面接が9月
25日か26日、筆記試験が10月3日から4日です。

先ほど着工が8月の中旬とおっしゃった。だから8月の中旬がたとえばその9月にず
れこんでいたりということになると、この9月25日の親子面接の段階では着工もあつ
て、3月末の竣工がある程度間違いのないことではないとこの入試行為というのは非
常に保護者にとつたり子どもたちにとっては、酷なことになりますよね。そのあたりの
チェックは必要かなと。

事務局

はい、そう思っております。

なかなかですが、はい、どうぞ。

事務局

もうひとつだけ情報提供をしておきますと、国との賃貸契約の中でこの土地は小学校
として利用すること、28年の3月31日までに大阪府の認可を受けて4月1日に開校し
ない場合は違約金を、ということで国との契約に謳われていますので国の方も担保して
いただいています。学校のほうもそれがありますので、きっちりやっていただけるもの
と考えております。ただ、それがあからと言って突貫工事で変な建物を建ててもらっ
ては非常に困りますので、そういうことのないようにチェックしながらしていきたいと
思います。

ありがとうございます。ほかに何かございますか。

よろしいでしょうか。今のように、本当に心配の種はいろいろとありますので今まで
どおり、今まで以上に入念に事務局の方で、私学・大学課の方で見ていただく、あるい
は問い合わせが必要ならばしていただくということをお願いしたいと思います。